

◎新潟県告示第944号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城内焼野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市四十日字後田 372 番 1 から	新	6.0～17.0メートル	142.8メートル
同市四十日字中村 919 番 4 まで	旧	6.0～26.5メートル	156.6メートル

備考 路線の重用

全区間県道欠ノ上五日町線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 欠ノ上五日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市四十日字中村 919 番 4 から	新	6.0～17.0メートル	142.8メートル
同市四十日字後田 372 番 1 まで	旧	6.0～26.5メートル	156.6メートル

備考 路線の重用

全区間県道城内焼野線と重用